

令和5年度高知県多機能型保育支援事業委託業務仕様書

第1 事業の目的

この事業は、地域ぐるみで子育て支援を行う仕組みづくりを目指して、保育所及び小規模保育事業を行う事業所（以下「保育所等」という。）を中心とした、高齢者や子育て世代との交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境を整備する事業（以下「多機能型事業」という。）の推進を目的とする。

第2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

第3 業務内容

- 1 高知県多機能型保育支援事業費補助金（※）を活用する保育所等への支援
（※）就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境を整備するため、園庭の開放や、子育て相談、未就園児の園行事への誘導などを一定回数以上実施する保育所等を「多機能型保育所」と位置づけ、事業実施に必要な経費を支援する補助金。

(1) 子育て支援や交流事業等の充実に向けた支援

保育所等が行う多機能型事業について、高知県教育委員会事務局幼保支援課（以下、「委託者」という。）が提供する情報等を基に保育所等と取組内容の確認を行い、実施に向けた関係者との調整や事業の進捗管理、改善事項等の助言を行うこと。

○対象施設数：30施設

(2) 保育所等が行う地域との交流事業や子育て支援サービスについての意見交換会の実施

高知県多機能型保育支援事業費補助金を活用する保育所等が行う取組事例を共有し、今後の事業展開の拡大につなげる意見交換会を開催すること。この意見交換会には、高知県多機能型保育支援事業費補助金を活用していない保育所等にも参加を促すこと。

意見交換会の内容等は、委託者との協議のうえ決定すること。

○開催予定：3回

2 情報発信

(1) 保育所等が行う子育て支援サービスの情報発信

委託者が提供する多機能型事業の情報等や保育所等の了解を得た多機能型事業の情報を広報し、多機能型事業の周知を図ること。

○情報発信の目安

インターネットでの情報発信：月4回程度

広報誌等による情報発信：年3回程度

第4 業務完了事業実績報告書

契約書第19条に基づき、実績報告書（別記第1号様式）を甲に提出する際には、次の事項を内容に含めなければならない。

- 1 事業報告書（本仕様書 第3 で定めた内容、件数等が確認できる資料を添付すること）

- 2 取得した備品の一覧表（品名、取得日、所得価格等の一覧）
- 3 その他甲の指示するもの等

第5 留意事項

事業の実施にあたっては、事業効果を高めるため、委託者と十分に打ち合わせを行うこと。また、本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と協議のうえ定めること。

委託者は、本事業を円滑に実施するために、受託者に必要な支援を行うこと。